

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九一

一五（宿日直手当）の一部改正に關し次の人事院規則を制定する。

令和七年十二月二十四日

人事院總裁
川本裕子

人事院規則九十一五十一四

人事院規則九一一五（宿日直手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一一五（宿日直手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	(宿日直手当の額)	改 正 前
第二条 前条第一号及び第二号の勤務についての宿日直手当の額は、その勤務一回につき、次の	(宿日直手当の額)	第二条 前条第一号及び第二号の勤務についての宿日直手当の額は、その勤務一回につき、次の
第二条 前条第一号及び第二号の勤務についての宿日直手当の額は、その勤務一回につき、次の	(宿日直手当の額)	第二条 前条第一号及び第二号の勤務についての宿日直手当の額は、その勤務一回につき、次の

各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が五時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に百分の五十を乗じて得た額とする。

- 一 前条第一号の勤務については、四千七百円
- 二 前条第二号の勤務のうち次号及び第四号に規定する勤務以外の勤務については、五千六百円

- 三 前条第二号の勤務のうち規則一五一—四第十三条第一項第三号イ、ハ、ニ、ホ(1)、ヘ(1)、チ(1)を除く。)、又並びにル(3)及び(5)に掲げる勤務については、六千四百円(人事院の定めるものにあつては、七千七百円)
- 四 前条第二号の勤務のうち規則一五一—四第

各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が五時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に百分の五十を乗じて得た額とする。

- 一 前条第一号の勤務については、四千四百円
- 二 前条第二号の勤務のうち次号及び第四号に規定する勤務以外の勤務については、五千三百円

- 三 前条第二号の勤務のうち規則一五一—四第十三条第一項第三号イ、ハ、ニ、ホ(1)、ヘ(1)、チ(1)を除く。)、又並びにル(3)及び(5)に掲げる勤務については、六千百円(人事院の定めるものにあつては、七千四百円)
- 四 前条第二号の勤務のうち規則一五一—四第

十三条第一項第三号チ(1)に掲げる勤務については、二万三千五百円

十三条第一項第三号チ(1)に掲げる勤務については、二万一千円

2 (略)

2 (略)

3 前条第三号の勤務についての宿日直手当の額

は、月の一日から末日までの期間において勤務

した日数がその期間の二分の一を超える場合に

あつては月額二万三千五百円とし、その期間に

おいて勤務した日数がその期間の二分の一以下

の場合にあつては月額一万七百五十円とす

る。

4 (略)

4 (略)

3 前条第三号の勤務についての宿日直手当の額
は、月の一日から末日までの期間において勤務
した日数がその期間の二分の一を超える場合に
あつては月額二万三千五百円とし、その期間に
おいて勤務した日数がその期間の二分の一以下

て勤務した日数がその期間の二分の一以下の場

合にあつては月額一万千円とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九一一五の規定は、令和七年四月一日か

ら適用する。